

『おもろさうし』第21と第11の重複について : 『おもろさうし』再編纂にかかわって

島村, 幸一 / SHIMAMURA, Koichi

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

32

(開始ページ / Start Page)

89

(終了ページ / End Page)

127

(発行年 / Year)

2006-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002610>

『おもろさうし』第21と第11の重複について

—『おもろさうし』再編纂にかかわって—

島村 幸一

〈はじめに〉

第21「くめの二まきりおもろ御双紙」は、多くのオモロが第11「首里ゑとおもろ御さうし」と重複している。このことは、昭和一七年に既に世礼国男が「久米島おもろに就いて」（『南島』第二輯）で具体的に指摘をし、翌年の昭和一八年に仲原善忠も世礼の論文が「機縁」となり、これを「参考」にして「かぐり糸」を著して、両巻の重複関係や第21内の重複関係を指摘している。

第11と重複する第21のオモロの割合は、第21の一四首中八五首で七五パーセントにも及び、一方、第11についても第21と重複するものは九六首中八〇首、八三パーセントにも及んでいる。世礼が前掲

論文で述べるごとく、今日の我々が見る『おもろさうし』は、第21と第11は別巻になってはいるが、実質はひとつの巻といってもいい内実でしかないのである。さらに、第21は巻内で錯簡があり、その上、同巻内の重複も存在していて、全体が相当に混乱した状態になっている。『校本おもろさうし』（仲原善忠・外間守善編 角川書店・昭和四〇年）が出て以降、第21のオモロの一首ごとに重複・混入の指示が本格的に示されているが、それでも第21の重複・錯簡状況の内実は全体としてはつかみにくい。それは、『校本』を引き継いだ『日本思想大系おもろさうし』（岩波書店・一九七二年）や『岩波文庫 おもろさうし』（二〇〇〇年）の重複の指示がオモロの冒頭部から重複をしている一般的なケースのほかに、一部ではあるが錯簡によって入り込んだ混入部分についても、その部分が重複する場合、それを重複として指示をしている場合があり、重複の指示の内実に幾つかのレベルが混在するのである。例を示せば、第21の最初の混入部がみられる一四〇九には第11―五五七との重複の指示が示されているが、これは一四〇九に入った混入部と五五七の二節以下が重複しているもので、一四〇九そのものが五五七と重複しているわけではないのである。『校本』には、これと同じケースを重複としているものが他に一四五五に入った重複の指示と第11―五七二に入った重複の指示がある。また、別のケースでは、一四六〇の重複の指示は五七五と六四二の二首になっているが、以下述べるように第21と第11の重複の関係は断続的な連続関係にあり、これを考慮すれば、詞章上の重複の指示はその通りだとしても、書誌上の重複関係にあるのは五七五（表1）No.87参照）となる。これは、一四八

八の末尾混入部が一四六〇に繋がることによっても明らかであるが、『校本』の重複の指示は、第21と第11にある断続的な重複の連続性を充分考慮した重複の指示ではなく、第21の錯簡を復元した上で、指示ではない面があるということである。さらにもうひとつ、『校本』では「一四三九の末尾」は「まふりよわは」を「」でくくり、「はぶいて考えたほうがよい」としているが、これはこのオモロの繰り返し部の一部がウタの末尾に表記されたものと理解できるものであり、混入部と紛らわしく理解される恐れもあって、必要のない記載であると思われる。これに類した指示がほかにもあるが、『校本』は第21にある繰り返し部を表記する傾向についての認識が充分ではなく、これによって出た注記がオモロの理解を混乱させる面を持つと思われる。以上、これらの理由が、第21と第11の重複の関係を一層見えにくいものになっている。前述したこれらの重複に関わる問題については、かつて拙論「重複オモロ」について―諸本が指示する『重複オモロ』を中心に―で、重複の指定をはずしたほうがよいことを述べたが、近年出た『定本 おもろさうし』も混入部分の重複の指示（一四〇九と五五七など）については、その例からはずしている。

本稿は、まず第21の錯簡・混入状態を尚家本をベースにして整理した上で、第11との重複を確認して、第21と第11の関係を考察することを、ひとつの目的にしている。その上で、他にもある書誌を原因と考える重複（第17と第18、第19第20、第4と第6、第4と第20、第1と第3の間の一連の重複）を視野に入れて、『おもろさうし』の再編纂（オモロ「書き改め」）のあり方を考察していくものである。

表 1

番号	第 21 の通し番号	尚家本の位置	第 11 との 重複関係	巻内の重複関係	備考
No 1	1394	1オ1~ウ3			
2	1395	1ウ4~2ウ2			
3	1396	2ウ3~3オ2			
4	1397	3オ3~ウ3			
5	1398	3ウ4~4オ5			
6	1399	4ウ1~4			
7	1400	4ウ5~5オ4			
8	1401	5オ5~ウ2			
9	1401	5ウ3~5		1468の末尾混入部	
10	1402	6オ1~7オ1		1469	
11	1403	7オ2~ウ4		1440	
12	1404	7ウ5~8ウ1		1441(5)まで	
13	1405	8ウ2~9オ2		1468(2)まで	
14	1406	9オ3~ウ2			
15	1407	9ウ3~10オ3			
16	1408	10オ4~ウ2			
17	1409	10ウ3~11ウ5			
18	1409の末尾混入部	12オ1~ウ1	557(2)以下	1443の途中混入部	
19	1410	12ウ2~14オ4	558	1443(2)	
20	1411	14オ5~16オ1	559	1499(2)の途中まで	
21	1412	16オ2~17ウ3	560		
22	1413	17ウ4~20オ2	561	1456(1)まで	
23	1414	20オ3~ウ1	562		
24	1415	20ウ2~21オ1	563		
25	1416	21オ2~ウ5	564(4)まで		
26	1417	22オ1~ウ2	599		
27	1418	22ウ3~24オ1	600		
28	1419	24オ2~25オ2	601(5)まで		
29	空白	25オ3~ウ5			
30	1420	26オ1~4	569		
31	1421	26オ5~27オ1	570		
32	1422	27オ2~ウ2	571(3)の途中		
33	1423	27ウ3~28オ4	603		

〈第21の錯簡・重複について〉

まずは、第21の全体状況を知るために、少しでも分かりやすく整理するために、第21の状態を『おもしろさうし』再編纂時の原本である尚家本『おもしろさうし』によって、表で示すことにする。尚家本は半丁が五行書きで、書かれているものである。

〈表1〉は、第11のオモロとの重複の連続性(第11との重複の有無を含めたもの)に注目し、その連続性をひとつのまとまりとして、表にまとめたものである。まとまりは、五五のブロックに分けられ、長いものは冒頭部分の十一丁の分量から、短いものはわずか一行分(No.46など)まで様々である。

まず、No.1~No.17までの冒頭部分(一三九四番~一四〇九番の混入部分以外)は、第11とは重複してはいないことが分かる。前述したように、丁数にするとちょうど十一丁分である。次のNo.18以下から第11との重複が断続的に始まっていくが、第11との重複の連続性に注目すると、連続の始まりは、第21巻内の錯簡によって生じたと考えられる他のオモロに入り込んだ混入部であることが多く、連続の終わりは、重複する第11のオモロの途中部分までになっている場合が多いことが分かる。例えば、一四〇九~一四一六では第11の五五七~五六四までと連続して重複しているが、始まりは一四〇九の末尾部にある五五七の二節以下と重複する混入部(No.18)からであり、終わりは五六四の第四節まで

117	1483	の末尾混入部	88オ2・3	564の末尾					
118	1484		88オ4～89オ1	565					
119	1485		89オ2～ウ1	566(2)まで	1432(2)まで				
120	1485	の末尾混入部	89ウ2～90オ3	609の4行以下	1433				
121	1486		90オ4～91オ2	610					
122	1486	の末尾混入部	91オ3～ウ3	625(7)以下					
123	1487		91ウ4～92オ5	626					
124	1488		92ウ1～3	627(2)まで					
125	1488	の末尾混入部	92ウ4・5	575(3)以下					
126	1489		93オ1～ウ1	576(5)まで					
127	1489	の末尾混入部	93ウ2・3	629の末尾					
128	1490		93ウ4～95オ5	630					
129	1491	の前半	95ウ1～4	631(2)の途中まで					
130	1491	の途中混入部	95ウ5～96ウ2	629(1)の途中～ 最終節途中	1435(1)の途中以下				
131	1491	の後半	96ウ3～97オ2	631(2)の途中以下					
132	1492		97オ3～ウ5	632	1470				
133	1493		98オ1～5	633	1471				
134	空白		98ウ1						
135	1494(1)		98ウ2・3						
136	空白		98ウ4・5						
137	1494(2)以下		99オ1～3						
138	1495		99オ4～ウ3	622					
139	1495	の末尾混入部	99ウ4～100オ4	635(4)以下					
140	1496		100オ5～ウ4	636					
141	1497		100ウ5～102オ2	637(7)の途中まで					
142	1497	の途中混入部	102オ3～ウ5	627(3)～(4)の途中					
143	1497	の末尾混入部	103オ1～ウ2	634(2)の途中以下					
144	1498		103ウ3～104ウ1	635(3)					
87	1460		67オ5～ウ2	575(2)まで					
88	1460	の末尾混入部	67ウ3～68ウ3	593(2)以下					
89	1461		67ウ4～69ウ2	594					
90	1462		69ウ3～70ウ1	595					
91	1463		70ウ2～71ウ1	596					
92	1463	の末尾混入部	71ウ2・3	601の末尾					
93	1464		71ウ4～72オ4	602					
94	1464	の末尾混入部	72オ5	611の末尾					
95	1465		72ウ1～73オ4	612					
96	1466		73オ5～ウ5	613					
97	1467		74オ1～ウ3	611					
98	1467	の末尾混入部	74ウ4・5					1404の末尾	
99	1468		75オ1～オ5					1405(2)まで	
100	1468	の末尾混入部	75ウ1～4					1401の後半部	
101	1469		75ウ5～76ウ5					1402	
102	1470		77オ1～ウ4	632				1492	
103	1471		77ウ5～78ウ1	633				1493	
104	1472		78ウ2～5	634(2)の途中まで					注7
105	1472	の末尾混入部	79オ1～ウ2	585(1)の途中以下					
106	1473		79ウ3～80ウ4	586					
107	1474		80ウ5～81ウ1	587					
108	1475		81ウ2～5	588					
109	1476		82オ1～ウ3	589					
110	1477		82ウ4～83オ4	590					
111	1478		83オ5～84ウ1	591					
112	1479		84ウ2～85オ5	592					
113	1480		85ウ1・2	593(1)まで					
114	1481		85ウ3～86オ4	623					
115	1482		86オ5～87ウ1	624					
116	1483(2)		87ウ2～88オ1	625(3)まで					

145	1498の末尾混入部	104ウ2	不明		注9
146	1499	104ウ3～105オ1	559(2)の途中まで	1411(2)の途中まで	
147	1500	105オ2～ウ4			
148	1501	105ウ5～106ウ3			
149	1502	106ウ4～108オ1			
150	空白	108オ2～ウ5			
151	1503	109オ1～ウ4	578	1455の1行	
152	1504	109ウ5～110オ4	579		
153	1505	110オ5～111オ2	580		
154	1506	111オ3～112オ1	581		
155	1507	112オ2～ウ5	582		

凡例

- ・この表は第21と第11、及び巻内(第21)の重複について記したものである。したがって、他巻との重複については、参考になるもの(№62)のみ記している。
- ・第11との重複の連続性によって、ブロック(1行空き)を作った。
- ・通し番号の後の()内の番号は節番号を示す。
- ・「尚家本の位置」は第21の本文の始まりを、1丁目として数えている。

注

- (1) 1429の末尾混入部は、重複の連続性から617の末尾と重複するものと考えべきもの。「校本」はこの箇所を「別のおもろでその前半は消失している」としている。
- (2) 「校本」「定本」は648も重複とするが、繰り返し部が異なり、重複の指示からはずしたほうがよい。
- (3) 「校本」「定本」は1438の末尾の5行以下を「」を付けて別のオモロの混入部とするが、少なくとも末尾5行目は繰り返し部の一部が表記されたものであり、他の4行以下のついても1438の後半部が併入したものと思われる。
- (4) 「校本」は、1439の末尾「はまふりよわは」を混入とするが、これは1439の繰り返し部の一部が表記されたものである。また、「岩波大系本」は重複する617の末尾にも「はまふりよわれば」を「」でくり、「はぶいて考えたほうがよい」としているが、これも繰り返し部が記されたもので、そのような注記の必要はない。「定本」も反復部の一部が記載されたものとして「」をはずしている。
- (5) 「校本」「定本」は1444の末尾二行を「」でくり、「11/95(650)に相当するおもろの末尾である」とし、冒頭部は消失したものとしている。また、1445は651と重複しているとして、九節目「このとうまうわしの」以下を「」でくり、その前半は失われたものとしている。第11との重複の連続性で考えれば、確かに1444の末尾二行目、もしくは末尾三行目から1445の八節までが、650の末尾二行から651の八節までと重複しており、1444の末尾三行目と1445の末尾八節以下の二カ所に断絶があることも出来る。ただし、この前後は第11との重複がない箇所と理解でき、1444の末尾二節や1445の末尾九節以下が、とくにそれぞれのオモロと意味的な断絶をきたしているとは判断できないことから、本稿では、それぞれを混入のない独自のオモロと判断した。
- (6) 「校本」「定本」は1460の重複を575と642の二首を示すが、第11との重複の連続性からすれば、密接的には575が重複していると考えられる。
- (7) 1471には「つしやこまかね」の併入がある。
- (8) 「校本」「定本」は1473の末尾4行には「」が付き1469の「末段4行と同じ」とするが、586と重複することもである。重複の連続性からいっても、「」を付けて注記をする必要はない。
- (9) 1498の末尾混入部「あんしおそいす かけわれ」の重複は不明であるが、重複の連続性を考えれば、次の№146が559の前半部分と重複していることから、558の末尾句「あんしおそいす ちよわれ」と本来重複していた可能性がある。

と重複する一四一六である。すなわち、混入部が来ると第11との重複の連続性は途切れて新たな連続が始まり、その終わりは重複する第11のオモロの途中までで切れてしまうということである。このように混入部(オモロの途中から始まる№131を含む)から始まるものは、第11と重複するブロック四六箇所の内、二八箇所、六一パーセントを数え、ブロックの終わりが、第11と重複するオモロの途中になるかたちのものは、四六箇所中の二八箇所、六一パーセントに及ぶ。つまり、これが意味することは、前述したごとく、第21と第11とは別のオモロを編んだ巻ではなく、それぞれに独自のオモロはあるものの、配列まで含めて基本的には同一のオモロが編まれていた巻だったということである。それが、第21の方は巻内で錯簡を起こしてしまい、第11のオモロにみる配列が寸断された状態になっているということなのである。ここでの例でいえば、№18は第21の一丁目表一行から始まり、二丁の裏五行目で№25は終わっている。ちょうど、十丁分に当たる。これが、本来あった箇所からはずれて、つまりは、五五七の一節目と重複する部分から離れて、一四〇九の末尾、すなわち、一二丁目に入り込んだということである。十丁分が離れたために、五六四の五節以下と重複する部分と断絶したかたちになってしまったというわけである。

次の三番目のブロック(№26～№29)は、これもちょうど四丁分であるが、こちらの方は混入部からの始まりではなく、五九九と重複する一四一七(№26)がちょうど丁の一行目から始まり、六〇一と重複する一四一九(№28)は六〇一の五節に当たる部分までしか重複していない、以下は切れてい

るといふものである。ここで注目されることは、No.29の余白部の存在である。これが二五丁表三行目から二五丁の裏全体（八行分）にわたって存在し、それで丁が終わるかたちになっている。第21にはここも含めて余白部は七箇所あるが、この数は他巻（第3に二箇所、第4に一箇所、第6に三箇所。但し、文字の欠落や「てんかす」が記された後の余白部は、除く）に比べると目立って多い数である。他巻の例については、第3の二箇所が不詳であるが、例えば、第4「あおりやあさすかさのおもろ御双紙」の二〇四と二〇五にある九行分の余白部は、本来第6にあるべき二〇五から二一一の七首、十一丁（第6の冒頭部二九一から二九七の七首と重複する）が、本来の第4の巻末、つまり、二〇四（差笠のおもろ）が記載された丁の後に入り込んで来たために断絶が生じ、結果として余白部が存在している、理解できるものである。また、第6の二九七と二九八、三三四と三三五、三四三と三四四の間にある余白は、第6「しより大君せんきみ君かなしも」とふみあかりきみのつんしのおもろ御さうし」が、二九一から二九七までの「しより大君せんきみ」のおもろを記した十三丁と、二九八から三三四までの「君かなし」のおもろを記した二七丁と、三三五から三四三までの「も」とふみあかり」のおもろを記した六丁と、そして、三四四の「きみのつんし」のおもろを記した二丁とが、合綴されたかたちになっているために、結果としてその継ぎ目の三箇所に余白部が生じていると、理解できるものである。しかし、この第21にある余白部は明らかにそれらとは違うもので、錯簡が生じている箇所の後にあるものになっている。これは、No.29ばかりではなく、他の四箇所（No.43・50・72・150）

も同様であり、他の二箇所（No.134・136）についてもNo.136は、そこで丁が終わるようになっていいる。これはすなわち、第21の余白部はこの巻に生じている錯簡に関連するものであり、現在の第21、もしくは現在の第21につながる写本が、書写される際になんらかの「調整」を意図して空けられたために生じたものではないかと想像されるものである。というのは、余白部の次のもの（No.30、44、51、73、135、137、151）は、No.135を除いて、いずれも丁の一行目からオモロの冒頭部が始まっている。余白部の存在と次に来るオモロが、丁の一行目から書き始められているというのは、関連していると考えられるのである。いずれにしても、第21にある余白部の存在は他巻と比べると目立って多く、それはこの巻に存在する錯簡の問題と関わっていると思われる。

ところで、第21の錯簡だが、一番目（No.1〜17）、二番目（No.18〜25）、三番目（No.26〜29）のブロックとも、丁を単位としたものであった。しかしながら、第21の錯簡はそのような単純なものではなさそうである。五五箇所あるブロックが丁単位になっているものは、わずかに六ブロックにすぎなく、他は丁の途中、行と行との間で混入部が入っているのである。さらに、なかにはNo.81の一四五六にある途中部分の混入部（六二八の五節の途中から八節の途中までにあたるものと重複する）は、六三丁表一行の途中から別の混入部（No.82、六二七の末尾部分と重複する）になっている例までである。これを考えると、第21の錯簡は少なくとも現在の第21の段階で生じたものではなく、それ以前の再編纂時で集めた写本の段階で既に生じていたものと推測されるのである。

もう少し具体的に説明すると、第二ブロックの最後、No.25は、前述したように二丁裏五行目で終わっている。これと繋がると思われるものが、四〇番目のブロック、No.117の一四八三の末尾部分の混入部（五六四の五節部分と重複する）だが、これは尚家本の八八丁表二・三行に当たる。すなわち、第二ブロックの最後、No.25と第四〇ブロックの最初、No.117はオモロ自体はそのまま繋がるものの、尚家本の行数においては、一行分合わないということである。次が問題であるが、四〇ブロックの最後、No.119は一四八五で、これは五六六の二節までと重複するものであるが、第七ブロックのNo.44、一四三二も五六六と重複している。つまり、五六六は一四八五と一四三二の双方が重複していて繋がりが見えにくいのが、第二ブロックからの繋がりを考えると、やはり、No.25はNo.117に繋がっていたと思わざるを得ない。となると、五六六の三節以下に当たる第21の部分は不明だということになる。あるいは、第七ブロックと第四〇ブロックが重なりながら繋がっているとすると、第七ブロックの最後、No.45は五六七の一節目の途中までと重複している一四三三である。となると、五六七の一節目の途中以下と重複する第21は、やはり、不明ということになる。実は、五六八と重複する第21のオモロは存在しない。五六八は第21になく第11にある独自のオモロということになるが、第四ブロック、No.30は、五六九と重複する一四二〇がある。つまり、第21の側からみると、五六七の一節目途中以下から五六八までと重複する第21のオモロが、存在しないことになる。これがたまたま起こったことかどうかということだが、やはり、第21に不明の部分があると考えたほうがよいのではないかと思われる。根拠とし

ては弱いが、第11の五六六から五七三までの八首は「ゑん子鳴響た主」（五六六・五六七）「福地儀間の主」（五六八・五六九）「いや、鳴響た主」（五七〇・五七一）「君良し」（五七二・五七三）で始まるオモロが、二首ずつ並んでいる。このうち、五六八に相当するオモロが第21に存在しないのは、自然ではない。この点からも、五六八に当たるオモロが不明になっていると考えられるのではないか。これを、第11の配列によって表1を整理した表2によって、もう一度みてみる。

前述したものは、No.3に当たる。第11のオモロが第21と重複していないものが現れるケースは、No.3のように第21の混入部の直前と、例えば、No.16にみるように第21の途中までしか重複していない場合の直後に現れることが分かる。もう少し具体的に示せば、第21と重複しない五八三（No.35）・五八四（No.36）の直前が、五八二の三節までに当たる部分しかない一五〇七（No.34）であり、第21に五八五の第一節目の冒頭部途中部分がないもの（No.37）の直後に、五八五のそれ以下の部分と重複する一四七二の末尾混入部（No.38）が来るといふものである。すなわち、第11のオモロの前半部に当たるものがないのと、途中で切れて後半部に当たる部分がないもの、そして、第21に重複するオモロがない第11のオモロとはどれも同じレベルの問題で、これらは第21にあったと考えられる落丁によって、生じたものだと思われるのである。第21の混入部等は、例えば、No.5、6、7にみるごとく、一四九九の後に一四四三の途中にある混入部がきて、その後に一四五五の末尾混入部を持ってくると、五五九の全体と重複するものに復元できるものがある一方で、前述したように完全に復元できないものも

19	570				
20	571				
21	572 1行				
22	572 2行以下				
23	573				
24	574				
25	575 (2)				
26	575(3)以下				
27	576 (5)				
28	576(6)以下	1454の末尾流入部	59ウ5～ 60ウ1		
29	577	1454	59オ1～ ウ4		
30	578			1455の冒頭1行	60ウ2
31	579				
32	580				
33	581				
34	582				
35	583				
36	584				
37	585(1)の途中				

表 2

他	第 11 の通し番号	第 21 との重複関係 1	尚書本の位置	第 21 との重複関係 2	尚書本の位置
1	556				
2	557(1)				
3	557(2)以下			1443の途中流入部	47オ3
4	558			1443(2)まで	46ウ3～47オ2
5	559			1499(2)途中まで	104ウ3～105オ1
6	559(2)の途中 ～(6)の途中			1443の途中流入部	47オ4～48オ1
7	559(6)の途中 以下				
8	560				
9	561				
10	562				
11	563				
12	564 (4まで)				
13	564(5)以下				
14	565				
15	566				
16	567				
17	568				
18	569				

57	602		
58	603		
59	604		
60	605		
61	606		
62	607		
63	608		
64	609の 3行まで		
65	609の 4行以下		
66	610		
67	611	1467	74才1～ ウ3
68	611の末尾		
69	612		
70	613		
71	614		
72	615 (3)		
73	615 (4)		
74	616		

38	585(それ以下)		
39	586		
40	587		
41	588		
42	589		
43	590		
44	591		
45	592		
46	593(1)		
47	593(2)以下		
48	594		
49	595		
50	596		
51	597		
52	598	1452	57才1～ 58才1
53	599		
54	600		
55	601(5)		
56	601(6)		

	～(8)の途中		63才1 の途中		
92	628(それ以下)				
93	629				
94	629(1)の途中 ～最終節途中	1491の途中流入部	95ウ5～ 96ウ2		
95	629の末尾				
96	630				
97	631(2)の途中				
98	631(2)の途中以下				
99	632				
100	633				
101	634(2)の途中				
102	634(2)の途中 以下				
103	635(3)				
104	635(4)以下				
105	636				
106	637(7)の途中				
107	637(それ以下)				
108	638				

75	617				
76	618				
77	619				
78	620				
79	621				
80	622	1495	99才4～ ウ3		
81	623				
82	624				
83	625(3)				
84	625(4)～(6)	1455の途中流入部	60ウ3～ 61才5		
85	625(7)以下				
86	626				
87	627(2)				
88	627(3～4の 途中)	1497の途中流入部	102才3～ ウ5		
89	627(それ以下)				
90	628(5)の途中				
91	628(5)の途中	1456の途中流入部	62才4～		

109	639		
110	640		
111	641(2)		
112	642		
113	643		
114	644		
115	645		
116	646		
117	647		
118	648		
119	649(6)	1434(6)	36オ4~ ウ5
120	649(7)		
121	649(8)	1433の末尾流入部	36オ3
122	650		
123	651		

存在する。これと、第11にあって第21にないオモロの存在は基本的に同じもので、第21にあってであろう落丁が原因した問題だということである。もちろん、錯簡や落丁は現在の第21に当たる写本以前に起こったもので、これを書写したものが現在の第21だと考えられる。したがって、第11には十六首程の第21と重複しない独自のオモロがあるが、それは基本的に第21に落丁があったために生じたものと推測される。すなわち、第21にあると考えられる落丁をカウントに入れば、世礼国男が「錯簡を正すならば、順序といひ詩章といひ、概ど全く一致して、後者（引用者注。第11のこと）は前者（引用者注。第21のこと）の中の一部であることが解る」（久米島おもろに就いて）との確に述べているごとく、本来第11は、量的に第21に包括される巻であったということになる。第11と第21の違いは、むしろ第21にあって第11にない二九首（巻内の重複を除くと実質二四首）のオモロが問題で、この存在が量的にだが第21のほうが勝れていたと考えられる。質的に同じ巻であるが、第21に錯簡落丁があったにもかかわらず、これが「くめの二まきりおもろ御双紙」になっているのは、量的にもこちらが勝れたもので本来の久米島の「おもろ御双紙」に近いものではなかったかと、想像されるのである。

このことは、両巻の表記にありかたからも裏付けられるのではないか。重複するオモロを比べてみた場合、以下、例をあげることく第21の表記の傾向は「あちおそいてた」以下の繰り返し詞章の一部、もしくは全部を、略さずに各節に表記することが比較的多い。これに対して、第11のオモロの表記は反復部等を繰り返し記すものは少ない。この傾向は、第21と第11の表記全体に目立つもので、

表記のありかたが両巻で同じような場合はあっても、逆転したような関係にあるものはない。あるいは、これを写本そのものの傾向だと考えることもできるが、例としてあげた一四四九の「ふし名」は、「ゑんことよたしよあちおそいてたとわかてたかふし」と六三九の「ふし名」「なかふし」は、どのようになればよいのか。

一四四九

ゑんことよたしよあちおそいてたとわかてたかふし

六三九
なかふし

一ゑんことよたしよ

一ゑんことよたしゆよ

あちおそいてたの

あんしおそいてたの

このみよわるかまへ つむ

このみよわるかまへ つむ

せんよせ けらへ

せんよせ けらへ

又世かるとよたしよ

又世かるとよたしゆよ

あちおそいてたの

又いしけなはおきて

このみよわる

又おみや みやつちへ

又いしけなはおきて

おみや みやさきに

あちおそいてたの

このみよわる

又おみや みやつちに

おみや みやさきに

あちおそいてたの

このみよわる

「なかふし」は第11にだけみえる「ふし名」で、他に五六六と五六七と六四〇にある。それぞれ重複するオモロは、五六六が一四三三・一四八五、五六七が一四三三、六三九が一四四九、六四〇が一四五〇だが、一四三三は「あおりやへかふし」、一四八五「ゑんことよたしよおもいきみけらへきみかふし」、一四五〇は一四八五と同じ「ふし名」、一四三三は「ゑんことよたしよも、あちやはやちよもかふし」が付いている。『おもろさうし ふし名索引』によれば「なかふし」は、世礼がいうように三線音楽と共通する「仲節」などではなく「長節」で、「長い節名のためにかく付けたと思われる」ものであり、「ゑんことよたしよあちおそいてたとわかてたかふし」などという長い「ふし名」に由来したものだという。これに従えば、第11の「ふし名」の表記は第21の「ふし名」が前提になっていることになり、今まで述べてきた推測とも一致してくる。実は、ふたつの巻の重複するオモロの「ふし名」の表記はこればかりではなく、第11のほうが第21に比べると以下数例を示すに留めるがほ

とんどのものが、短い傾向にある。これも、第11の書写が第21を前提にしたものと理解できるのである。つまりは、第11の書写は第21の写本が前提としてあり、第21が「くめの二まきりおもしろ御双紙」として元来あったものに近いものと、判断できるのである(但し、第11の五七八と第21の一五〇三等の六組の重複は、第11のオモロに「ふし名」があるが、第21の方には「ふし名」がない。その六組のうち、五組の第11のオモロの「ふし名」は「あおりやへかふし」である。また、第11の六〇八と第21の一四二八等の五組の重複オモロの「ふし名」は、別の「ふし名」である)。

一四五一 おにのきみはへやもゝうらのとよむかふし

六四一 もゝうらのとよみかふし

一四八七 あらかきのもりにうちあかるひやしかふし

六二六 うちあかるひやしのふし

実は、同じことは書誌的な問題に起因する重複である第17「恩納より上のおもしろ御さうし」の末尾に第18「しま中おもしろ御さうし」の大部分に当たる三〇首が入り込んで、第17と第18との間に生じた一連の重複、第20「くめすおもしろの御さうし」の末尾に第6「しより大君せんきみ君かなしもゝとふ

みあかりのつんしのおもしろ御双紙」の冒頭部分、「しより大君せんきみ」のオモロ七首が入り、その後第19「ちゑねんさしきはなくすくおもしろ御さうし」の「はなくすく」関連のオモロ十三首が入り込んで、第20と第6と、第20と第19との間に生じた一連の重複、また、余白の問題のところでも触れた第4「あおりやあさすかさのおもしろ御双紙」の末尾に第6「しより大君せんきみ君かなしもゝとふみあかりのつんしのおもしろ御双紙」の冒頭部分、「しより大君せんきみ」のオモロ七首が入り込んだ一連の重複の一連の重複についてもいえるのである。本来の巻にあるオモロの表記の方が、「ふし名」や詞書の表記(有無も含めて)を含めて、脱落や省略のない表記である傾向を明確にもっているのである。第17と第18の重複については、第18のオモロの歌詞が長い傾向がみられ、第19と第20の重複については、第19のオモロの「ふし名」表記の方が省略化のない表記であり、第6と第4の重複については大きな異同はみられないものの、それでも第6に書かれた詞書きの末尾の「候」の脱落が第4の三首の詞書きに共通してある。第6と第20についても、第6のオモロに付いた詞書きが三首とも第20のオモロには落ちているのである。やはり、表題に従った巻に位置するオモロの方が、書誌的に本来のものに近いことである。本来の巻にない重複オモロは、いずれも共通して巻末に位置している。これは、やはり巻に本来あるオモロの後に、他巻のオモロが入り込んだために生じたのだろうと考えられる。ただし、第1第3の間にある二九首の一連の重複については、これらに準じた書誌的な問題が起因する重複であろうと思われるが、これは他のケースとは異なり、いずれも聞得大君に関わ

る巻の間で起こったものである。編纂年（天啓三年）が新しい第3の巻末部分に、編纂年（嘉靖十年）が古い第1のオモロと重複する一連のオモロが入り、しかも第3に入ったオモロは、決まって第三節以下がない短いウタになっている。これだけならば他のケースと大差ないが、二九首が完全に連続していない点（第1―二三と重複するものが、第3の該当箇所がない。第1―二九と三〇の重複が、第3ではそれぞれ一四七と一四六であり順序が入れ替わっている）や、六組（四と一二二、一三と二三一など）もの重複オモロに、文字の脱落を越えた本文上の違いが見いだせる点（『定本』は、四と一二二の重複をはずしている）などがあることから、他のケースとは少々異なるものだと思われる。

さて、第11になく第21にあるオモロだが、それは次の一三九四―一四〇九、一四四四―一四四七、一四五三、一四九四、一五〇〇―一五〇二の二五首である（第21内の重複は一首と数える）。一三九四と一四〇一は「あまみやみるやにや／しねりやみるやにや」で始まるオモロで、一三九四は「あらかきのみや」を謡っている。一四〇一も久米島西銘を形成した古集落、新垣に関連したオモロだと思われる。一三九五は「あらかきのもりに」で始まるオモロで、一三九四と関連するオモロと思われる。一四〇九は「くめのきみはい」と謡い出される君南風のウタ、一三九六は「きみや おにのきみ」と謡い出されるウタで、これも久米島のオモロでは「おにのきみはゑ」と謡われる君南風を謡った可能性のあるものである。一三九七から一三九九は「くめの）よゝせきみ」を謡ったもの、一四〇二から一四〇八までと一四九四は「きこゑせのきみ」を謡ったもの、一四四四・一四四五・一四四七は

「くめのこいしの」を謡ったもの、一四四六は「あけのこしらひ」を謡ったもの、一四五三は「きこゑさすかさ」を謡ったものである。また、一五〇〇から一五〇二は「けよ（けお）のうち」「かくら」が謡い込まれており、一連のオモロと思われる。この内、神女で謡いだされるオモロは、一三九六「きみや おにのきみ」、一四六六「あけのこしらひ」を除いて、第11や他の第21のオモロにも出るもので、特別のウタではない。また、一三九四・一三九五・一四〇一は古集落、新垣に関連するオモロと思われ、これも第11や他の第21のオモロにあって特別なものではなさそうである。さらに、一五〇〇から一五〇二についても、前述したように「けよ（けお）のうち」「かくら」が謡い込まれていて、おそらく君南風に関わるオモロだとおもわれるが、これもとりわけ特別のものだとはいえない。すなわち、第11になく第21にある独自のオモロであっても、総じて特別なウタではなさそうなのである。

現在の第21は錯簡や落丁があったと考えられるので、これらの配列が元々の配列であるわけではなく、すべてがそうであったかどうかはともかく、二五首の多くは本来は連続していたオモロだった可能性も考えられる。現に二五首中十六首は、連続している。ただ、連続する十六首は現在の第21には冒頭部分に位置しているが、これも動く可能性がある。あるいは、第11の方に脱落があり、第21の冒頭部と重なる部分のオモロが失われたとも考えられるが、これらの二五首がなぜ第11にないのかは、第11の成立にも関わることでありいまのところよくわからない。

〈「おもろさうし」の再編纂について〉

第11と第21とは実質同じ巻であり、本来は第11は第21に包括される巻で、第21以前の写本に錯簡や落丁が既にあつたと考えられるものの、こちらの方が本来の「くめの二まきりおもろ御双紙」に近いものであつたと推測される。

『おもろさうし』の再編纂事業（一二二〇年）は、前年十一月に起こつた王城炎上による『おもろさうし』焼失によって急遽はじまつた。これには、既に始まつていた『混効験集』の編纂スタッフが当たり、後述する『向姓家譜（内間家）』によると、翌年の六月に完成したことがわかる。あるいは、『おもろさうし』の奥書によつても翌年七月に提出されているので、わずか七ヶ月、もしくは八ヶ月で完成させたものである。これは、他の編纂事業と比べれば異例の短さなのではないか。しかも、その年（一七〇九年）は王府にとっては危機的な年で、王城の正殿・南殿・北殿が焼失した上に、七度の台風襲来による飢饉（「丑年の大飢饉」）や国王尚貞の死去が重なり、翌年には、負担の大きい新將軍徳川宣家の襲封を祝う慶賀使の派遣、新王尚益の即位の恩謝使節の派遣が同時に行われた。『おもろさうし』の再編纂は、このような王府の危機的な状態のなかで行われたのである。

王府の危機的な状態が、『おもろさうし』の再編纂にどう影響したかはよくわからないが、再編纂が八ヶ月という短い期間で行われたことと、現在の『おもろさうし』の書誌的な原因による重複の数

の多さとは、関連していると思われる。前述してきた第11と第21との重複、あるいは、第17と第18の間の一連の重複、第20と第6、同じく第20と第19との間の一連の重複、第6と第4との間の一連の重複は、再編纂の際に集めた写本に起因したものと考えられる。これらの重複部分が入り込んでいる箇所は、尚家本をみると第6と第4との一連の重複を除いて、いずれも丁を単位とした合綴によるものではないので、早い段階からそれらが入り込んだ本になっていた可能性を感じるが、表題とは明らかに異なるオモロの存在をそのままにして、編纂したのである。これは、やはり再編纂が急いで行われたことを示唆していよう。第11と第21について言えば、実質一巻のオモロを、第11「首里系とおもろ御さうし」と第21「くめの二まきりおもろ御双紙」の二巻の巻に多くの重複がありながらも編纂し、また、第21には既に錯簡と落丁が存在していたと考えられる写本を、そのままかどうかは別として、これを探ったと考えられることは、やはり、短期間の編纂事業だったことと関わっていよう。指摘されていることだが、全22巻の『おもろさうし』の各巻にある表題は、必ずしも統一的でなく、その内の四巻（第11、14、17、22）には編纂年も記されていない。このようなことも、作業期間が短かつた結果だと思われる。

しかしながら、問題点はすべて短期間の事業だったことに尽きるものであろうか。まず、考えてみなくてはならないことは、何故、王府の危機的な時期に、再編纂を急ぐ必要があつたのかということである。また、再編纂から窺えることは、これが『向姓家譜（内間家）』に「康熙四十八年己丑十一月

二十日 王城回祿之時因神歌御双紙焼失奉命翌年庚寅六月三日古御双紙等漸探索而如日本有清書為二十二冊也」や、また『真姓家譜大宗(大宗津嗣系図記略)』に「五世実昌 同四十八年己丑十一月二十日夜王城回祿之時神歌御双紙焼失 令女官座抄之雖然旧本之無写依之國中通廻文問之出来幸女官座神歌王代題号且神歌上之句有記証撰之如旧本全写繕書献之」(那霸市史編集室所蔵)とあるように、「古御双紙」の「探索」の作業であったということである。記事からは詳しいことはわからないが、「女官座」に「旧本」がなく国中に廻文してその存在を問わしたところ「女官座神歌王代題号且神歌上之句」であることを明らかにするものが見つかり、これを撰んで「全写繕書」して「旧本」のようにしたというのである。池宮正治氏が『おもろさうし』概説で指摘するように、伊波普猷が引く有名な記事(『おもろさうし選釈』序文)、「北山監守」となった尚韶威に国王尚真が与えた「唄双紙一冊」が、後に『おもろさうし』が「王城回祿」で失われた際に「呈覽而備公補之用」(『向氏家譜(具志川家)』『大宗諱韶威』)とする記事は、この「国中廻文」によって「出来」を王府が問わせた結果出てきた『おもろさうし』の一冊だろうと思われる。再編纂の作業は、「古御双紙」を集めるだけでも困難だったように思われる。さらに、それをどこまで精査吟味して編纂していったかということだが、その書誌に起因する重複の存在を考慮すれば、編纂作業は、実は「古御双紙」を集めただけに近いものだったと想像される。それが可能であったのは、当時、オモロが基本的に謡われた状態ではないことを物語っているのではないか。もし、『おもろさうし』全体が謡われていたならば、再編纂

作業が写本の探索に留まらず、もう少し謡われる現場や実態が反映されたものになっていくはずであり、明らかに異なる巻に位置するオモロ(書誌的な理由による重複)が、これほど存在しないのではないか。オモロ言葉の古辞書という性格(特に、坤巻)をもっている『混効驗集』のスタッフによって、再編纂作業は担われたことを述べたが、当時、オモロはその歌詞が不明になった時代に突入していたのである。

『真姓家譜大宗』には、「女官座」には「旧本」の写しがないことが述べられている。これは、オモロの主要な担い手である高級神女「君君」が、嘗てのようにオモロを謡わなくなっていた証拠ではないか。蔡温本『中山世譜』(一七二五年)巻一の割注には「君者婦女。掌^二神職^一者之称也。君君者。令^三貴族婦女數十人。各掌^二神職^一。故合^二称之^一曰^三君君^一。康熙之初。議減^二其数^一。而今有^二数職^一存焉」があって、「君君」の数は「康熙之初」には、「数職」に減ったとある。康熙は一六六二年から始まるが、これは古琉球から近世琉球へ転換を図った羽地朝秀による改革、『羽地仕置』(一六六六―一六七三年)による政策がもたらした結果が大きかろう。あるいは、一七二三年になった『琉球国由来記』の巻一「王城之公事 正月」の「6 社参」の記事に「且昔者、称^二夜御物参^一、除夜ニ、按司一員、諸官、俱神唄謳セテ(唄勢頭部為^二職業^一。途中往還歌也) 社参也。(途中省略) 然而至^二 尚豊王御宇^一 止焉」があり、「夜御物参」と称する除夜の社参が、「尚豊王御宇」(一六二二―一六四〇年)にとりやめになったとある。この時「唄勢頭部」による「往還歌」を謡わせたが当然、

これも謡われなくなったということだろう。「唄勢頭部」は後のオモロ主取「安仁屋家」に繋がるもので、「神唄」はオモロであり、おそらく第10「ありきゑとのおもろ御さうし」にある五二〇や五二七などのようなウタが考えられる。また、「8 朝拝御規式」の末尾割注には「昔日ニハ、聖上、撞御格子戸ノ玉座ニ出御ノ時、間間、オモロミヤシトテ仕タル由。于今、此規式無之。何ノ御宇ニ止哉、不可考」という記事もある。王城における大きなイベントであった「朝拝御規式」において、国王が「撞御格子」(唐坡豊)に出御する際、「昔日」には「オモロミヒヤシ」(オモロ)が謡われる「規式」があったが今はそれがなくなり、しかもいつとりやめになったかわからないものである。『由来記』編纂当時、国王が出御する際、オモロ主取等が「鋸刀」や「長刀」を持って「石亭子」(王城正殿の基壇)に伺候していたことが記されている。これは「オモロミヒヤシ」が「昔日」オモロ主取等によって、謡われていたことを物語ると思われる。この『由来記』の二つの記事は、神女「君君」と並ぶもうひとつのオモロの担い手であった男性オモロ歌唱者が、オモロを謡う場を失った記事である。「朝拝御規式」の記述はとりやめた時期がわからないということから、「夜御物参」の記事にある「尚豊王御宇」よりも以前の時期に、「オモロミヒヤシ」はとりやめられたかもしれない。いずれにしても、『おもろさうし』再編纂の時期には、オモロがかなりの程度に謡われなくなったことを意味しよう。再編纂時に王府が必要としたオモロは、第22のオモロ、もしくはその一部だけだったと考えられるのである。それは、第22「みおやたいりおもろ御さうし」に記される「みおやたいり」

(公事)の場と、『由来記』巻二「官爵位階職之事」の「御唄」(オモロ主取等の「職事」などが記されたもの)に記されたオモロが謡われる場とが、基本的に一致していることで推測できよう。再編纂当時のオモロが謡われる場は、「稲穂祭」「稲大祭」などの稲作儀礼や、「渡唐衆御茶飯」「唐船洲新下」などの渡唐儀礼を中心とした近世琉球下の王府祭祀に関わる場が、中心的なものだったと考えられる。そのような状況のなかで、短期間に取り急ぐように『おもろさうし』を再編纂する意味はなんであったのか。極論すれば、再編纂時におけるオモロの現実的な必要性は、第22巻のみで、この巻のために他巻の編纂があったということではなかったか。つまり、第1から第21までが第22の根拠、聖典ともいへべき関係のもので、ある意味ではその中味が吟味されるよりも、存在することに意義があったということである。「稲穂祭」「稲大祭」などの稲作儀礼は、毎年繰り返される近世琉球王府の重要な「公事」であり、このオモロが第22の四六首のうちのほぼ半数近くの二一首を占める。また、「渡唐衆御茶飯」「唐船洲新下」などの渡唐儀礼も、幕藩体制下に組み込まれながら王国が冊封国として独自性を保持する上で、中国との安定した頻繁な往来を確保するために必要な儀礼であった。近世期のオモロ主取を独占した家、安仁屋家が「格護」(保管)した本である安仁屋本『おもろさうし』には、王城に「格護」された本、尚家本『おもろさうし』にないオモロが一首だけある。それは、第22にある「御冠船之御時おもしろ」と詞書きがつく一五五四で、再編纂以降に安仁屋本に独自に入ったオモロである。これは、正しく第22のオモロが再編纂以降、機能し生成していたことを物語る。『おもろさ

うし』の再編纂は、先行していた『混効驗集』のスタッフと基本的に重なっていることは繰り返して述べているが、再編纂には、別に当時のオモロ主取「安仁屋親雲上」が名を加えている。第22の担い手であった安仁屋家が、再編纂スタッフに名を連ねる意味は、再編纂の目的がなんであったかを示していると言えるのではないか。

すなわち、これが王府が危機的な状況にあるなか短期間で急ぐようにして『おもしろさうし』の再編纂を、行った理由ではなかったのか。『向姓家譜(内間家)』に記される再編纂本『おもしろさうし』が完成したのは「六月三日」だったが、これはあるいは「稻之大祭」に間に合わせたものかもしれない。したがって、急いだために相当地に杜撰な編集になったともいえるが、しかし、一方、第1から第21までは、基本的に第22の聖典として存在すればよかったわけで、集めた「古御双紙」を十分に精査吟味して編集する必要はそれほどなかったとも、いえるのではないか。書誌的な問題に起因する重複を多く残す編纂をした再編纂作業が、オモロが既に衰微した近世琉球下の時代に行われた理由は、これであったと考えられる。『琉球国由来記』巻二「官爵位階職之事」に「御前帳当」の「職」が「御檢地帳」とともに「御唄御双紙」の「虫弘之事」を「掌」とあるが、これは「御前帳」として「御檢地帳」と「御唄御双紙」の二つがあったということであり、近世期における聖典としての『おもしろさうし』を物語ったものといえるかもしれない。

ただし、第22が再編纂に成立した巻だったかどうかは、まだはっきりしていない。しかし、この巻が二首を除いて全てのオモロが、他巻と重複したものであることを考えれば、三回目の編纂年に当たる「天啓三年」(一六三三年)以降であることは確かで、しかも、『向姓家譜(内間家)』の「如旧本有清書為二十二冊也」という記事から再編纂以前の『おもしろさうし』が二十二巻だったとも考えられ、また、前述したように「みおやたいり」の場が近世琉球下の王府祭祀が反映していると考えられるので、「天啓三年」から再編纂(一七一〇年)までの間、しかも、再編纂時も含めて再編纂年に近い時期に行われたと、一応考えてよいかと思われる。池宮正治氏は『おもしろさうし』概説」のなかで、第22にある「知念久高行幸之御時おもしろ」十七首の存在は、「康熙十二年」(一六七三年)に改変された国王の「知念久高」行幸に代わる「当役」の派遣に関連することをひとつの可能性として述べている。現在のところ、「知念久高行幸之御時おもしろ」の存在と、国王に代わる「当役」派遣とが関連したものであることを示す史料はないが、「稻之穂祭」「大祭」のオモロを含めて、第22には神女が担ってきたと考えられる神女オモロが多く、これを男性歌唱者のオモロ主取が謡うようになった具体的な契機は不明なのである。池宮氏の推測は、それを示唆しておりたいへん魅力的である。これに従えば、第22の成立は国王「知念久高」行幸が廃止された「康熙十二年」(一六七三年)の以降から再編纂までの時期ということになり、もう少し、成立の時期が狭まってくる。

それはともかくとして、再編纂以前の『おもしろさうし』の姿は、元々二十二巻だったということも、はっきりしているわけではない。第一に本稿で問題とした第11「首里系とおもしろ御さうし」は巻とし

であったのか否か、表題の巻があったとすればそこにあったオモロは失われていることになる。再編纂以前のオモロが失われていることについては、例えば、多くがオモロの冒頭句を出所として付けられる「ふし名」を考えた場合、出所が不明の「ふし名」が存在する。数例をあげれば、「あんのつのかたちてたやれはかふし」第2―183、「これはとかしきかねつかふし」第13―1774、「あちおそいかみしよわちやるきやうちやかふし」第7―1384等であるが、これらは再編纂前の失われたオモロから採られた「ふし名」の可能性がある。また、嘉手刈千鶴子氏は「おもろさうし」書き改めと『混効験集』編纂についてで、『混効験集』が引く『おもろさうし』を示す名称が多様にあり現在の表題の示すものとは違うことから、巻の順序を含めて再編纂前後の『おもろさうし』に違いがあることを推測している。世礼も既に「久米島おもろに就いて」で、「康熙度の編輯が果たして天啓度原本の巻次に復活してゐるかは疑問である」と述べている。再編纂前後で、『おもろさうし』が変容したことは確かなのである。

第11と第21等の書誌的な問題に起因する重複オモロの存在は、再編纂のあり方や、再編纂前後で変化したと思われる『おもろさうし』の姿等を、考えさせる貴重な材料なのである。

【参考文献・論文】

仲原善忠・外間守善編著『校本おもろさうし』（角川書店 一九六五年）

外間守善・波照間永吉編著『定本おもろさうし』（角川書店 二〇〇二年）

外間守善・波照間永吉編著『定本琉球国由来記』（角川書店 一九九七年）

横山重他編纂『琉球史料叢書』（東京美術社 一九七二年）

那覇市史企画部市史編集室『那覇市史 家譜資料三 首里系』（同市史編集室 一九八三年）

伊波普猷『おもろさうし選釈』（石黒書店 一九二四年）

池宮正治『おもろさうし ふし名索引』（ひるぎ社 一九七九年）

池宮正治『琉球古語辞典 混効験集の研究』（第一書房 一九九五年）

世礼国男『琉球音楽歌謡史論』（『琉球新報』 一九四〇年）

世礼国男『久米島おもろに就いて』（『南島』第二輯 一九四二年）

池宮正治『おもろさうし』の成立』（『国文学 解釈と鑑賞』第四七巻一号 一九八二年）

池宮正治『おもろさうし』概説』（『尚家本おもろさうし』付録 ひるぎ社 一九八〇年）

嘉手刈千鶴子『おもろさうし』書き改めと『混効験集』編纂について』（『南島史学』十一号 一九七八年）

拙論『重複オモロ』―諸本が指示する『重複オモロ』を中心に―』（『沖縄文化』第六一号 一九八三年）

拙論『おもろさうし』の「ふし名」について』（『沖縄文化研究』第一〇号 一九八三年）

拙論『おもろさうし』（『古代文学講座9 歌謡』勉誠社 一九九六年）

拙論『歌唱者のテキスト―安仁屋本』『おもろさうし』（『古代文学』第三九号 一九九九年）